

国民健康保険・社会保険加入者の方へ

重度心身障害者医療費の支給時期が変更になります

現物給付の導入に伴い、令和 7 年 11 月申請分から支給時期が下記のとおり変更となります。

変更前

申請した日の翌月に支給

※ただし、一部負担金が 21,000 円を超えるときは診療月から
3カ月後に支給



変更後（R7 年 11 月申請受付分～）

診療月から 3カ月後に支給

これまでは、原則申請日の翌月に支給しておりましたが、令和 7 年 8 月から現物給付化を導入したことに伴い、支給時期の見直しを行いました。

御不明な点等ございましたら、市福祉課へお問合せください。

お問合せ先
宇土市福祉課 障がい者支援係
0964-27-3318（直通）